

委員会の判断

視聴者は今回のインタビュー映像を見て「モザイクのかかったインタビューをされている人は証言をしている情報提供者本人である」と信じたであろう。

このような映像を放送したことは、視聴者のその信頼を裏切るものであった。しかもそれは、真に情報提供者を保護するためにモザイクを利用する他の報道についても、その信頼を損なう結果を招きかねないものであった。

したがって、「モザイクを取ったら別人」である映像の放送は、日本民間放送連盟とNHKが定めた放送倫理基本綱領にいう「適正な言葉と映像を用い」たものではなく、「事実を客観的かつ正確」に伝えたものでもない。

本件放送の翌日には問題が発覚し、社内でも、放送で事実を公表してお詫びをすべきだとの強い意見があった。それにもかかわらず、12月7日の時点で、関西テレビは、放送では触れず、外部にも公表しないことを決定した。その結果、お詫び放送も外部への公表も、新聞報道のあった翌年3月13日まで行われなかった。

これまで縷々述べたように、「モザイクの後ろには本人」がいるという信頼は、報道の信頼を支える重要な要素であり、誤っていれば、視聴者が見破っているか否かにかかわらず、直ちに視聴者に伝えて訂正しなければならなかった。

したがって、「モザイクを取ったら別人」であった事実を公表しないとの関西テレビの判断は、放送倫理基本綱領にいう「万一、誤った表現があった場合、過ちをあらためることを恐れてはならない」との趣旨にも合致していない。

以上の観点から、委員会は、問題のインタビュー映像を放送したこと、および問題発覚後これを視聴者に伝えない決定をしたことの2点について、放送倫理に違反すると判断した。